

中央新幹線建設に伴う道志川周辺での建設発生土処分への対応について

東海旅客鉄道(株)(以下「JR東海」という。)が中央新幹線での藤野トンネル工事の建設発生土処分地(以下「処分地」という。)として、道志川の近くにある採石場2か所を活用する計画を明らかにしました。

水道局としての対応について報告します。

1 建設発生土処分の概要

(1) 処分地と道志川の位置関係

処分地2か所のうち新戸処分地あびこしゆすいこうは、鮎子取水口しんどの上流約1.6kmに位置し、道志川までの距離は約60mです。もう1か所の大洞処分地おおほらは、鮎子取水口からの距離は約7.2km上流に位置し、道志川までの距離は約460mです。



図1 処分地と道志川の位置関係

(2) トンネル掘削から処分地での管理までの流れ

藤野トンネル工事により発生した建設発生土は、JR東海が建設発生土の仮置き場まで搬入し一時保管します。仮置き場の建設発生土については、JR東海が定期的に土壌試験を実施します。試験の結果、基準を満たした建設発生土は、JR東海が処分地に搬入します。処分地に搬入された後の建設発生土は、処分地事業者が適正に埋立て・管理をします。

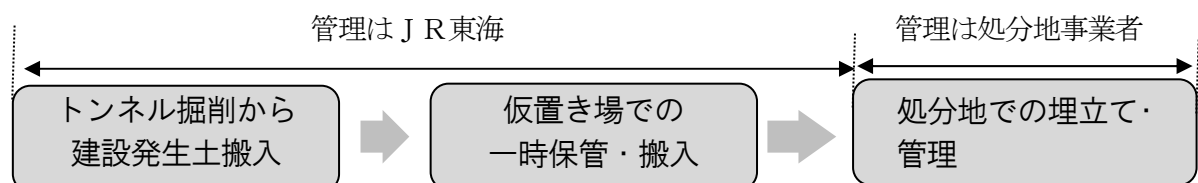


図2 トンネル掘削から処分地での埋立てまでの流れ

2 建設発生土の管理

(1) トンネル掘削から処分地搬入までの管理

トンネル掘削から処分地搬入までの管理事業者は、JR東海です。

表1 トンネル掘削から処分地搬入までの関係法令等に基づく対応

工程	管理者	関係法令等	実施内容
トンネル掘削から建設発生土搬入	JR東海		<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土を仮置き場まで適切に搬入する。(JR東海へのヒアリング)
仮置き場での一時保管・処分地への搬入		環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例(環境影響評価書)	土壌試験 : 自然由来の重金属8項目について土壌汚染対策法の基準を準用し監視する。 水質試験 : 浮遊物質(SS)、pH、自然由来の重金属8項目について水質汚濁に係わる環境基準を準用し監視する。
			流出防止対策 : 側壁の設置やシートでの養生による建設発生土の流出防止を図る。土壌試験で基準を満たした建設発生土を処分地へ搬入する。(JR東海へのヒアリング)

(2) 処分地の埋立て・管理

建設発生土を処分地に搬入した後の埋立て・管理は、それぞれの処分地事業者が行います。

表2 処分地における関係法令等に基づく対応

工程	管理者	関係法令等	実施内容
処分地での埋立て・管理	新戸処分地事業者	採石法	<ul style="list-style-type: none"> 岩石の採取や埋立てに伴う災害の防止のための方策を実施する。 1年に1回、相模原市が立入検査を行い、汚濁水処理の状況や廃土石等の安全対策について確認する。(相模原市へのヒアリング)
	大洞処分地事業者(予定)	採石法	同上
		相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土壌試験 : 有害物質28項目を6か月ごとに実施する。(相模原市へのヒアリング) 水質試験 : 有害物質28項目を6か月ごとに実施する。(相模原市へのヒアリング)

「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下、「条例」という。)が改正された平成29年7月以前に採石法による埋立て認可を受けている新戸処分地は、条例の適用を受けず採石法に基づき管理を行います。

一方、今後、埋立て申請をする大洞処分地は、採石法に加え条例も適用になります。

3 横浜市の対応

藤野トンネル工事で発生する建設発生土の管理について J R 東海及び相模原市に要望を行いました。

(1) J R 東海への要望事項

ア 要望事項（7月4日提出）

- ・建設発生土の処分地引渡し前の土壌及び水質検査の徹底
- ・仮置き場から道志川への建設発生土の流出防止対策の徹底
- ・処分地事業者に対する道志川への建設発生土の流出防止の要請

イ 回答事項（8月2日回答）

- ・建設発生土の土壌検査及び公共用水域への排出時の水質検査の実施
- ・適切に設計・建設した工事施工ヤード内の土砂ピットでの建設発生土仮置きによる土砂流出の防止
- ・建設発生土の受入れ先となる処分地事業者に対して適切な管理を要請

(2) 相模原市への要望事項

ア 要望事項（7月5日提出）

- ・水源地域の自然環境や市民の生活環境の保全及び適切な埋立てを一層推進するという条例の趣旨を踏まえ、処分地事業者に対する管理・監督の徹底

イ 回答事項（7月19日回答）

- ・処分地事業者に対して引き続き現場の安全性を確保するよう、監視の実施
- ・J R 東海に対して建設発生土の適正な処理の要請

4 今後の対応

(1) 緊急時連絡体制の構築

J R 東海や相模原市との連絡を密に行い、引き続き要望に基づいた対策を求めるとともに、緊急時の連絡体制を確立します。

(2) 水道局の現場パトロールの強化

現在、青山水源事務所職員で行っている現場パトロールの頻度を増やします。

(3) 土砂流入等の事故が発生した場合の対応

道志川に土砂が流入した場合は、原水濁度が上昇するため青山水源事務所に設置している濁度計により検知し、原水の状況により凝集剤の注入強化や取水停止の措置を取ります。

また、有害物質が流入した場合は、青山水源事務所の魚類による自動水質監視装置で検知し、取水停止の措置を取ります。

取水停止を行った場合は、ほかの水源の浄水場からのバックアップや神奈川県内広域水道企業団からの受水量を増やすことにより、市民給水への影響がないように対応します。